

26 災害関連支出（共有財産の原状回復費用）

問 夫婦の共有名義の住宅が被害に遭い、修繕することになりましたが、その費用を夫のみが負担した場合には、夫のみの災害関連支出としてよいでしょうか。

答

夫婦ともに所得があり、夫婦で2分の1ずつの共有持分となっている住宅が被害に遭った場合には、住宅の損失額は、共有持分に按分して、それぞれの損失額を計算することになります。

また、この住宅に対して修繕費を支出した場合の災害関連支出についても、住宅の共有持分に応じて按分することになります。

したがって、本来、2分の1だけを負担すべき修繕費を、夫だけが全額負担した場合には、その2分の1だけが夫の災害関連支出となり、一方、妻は本来負担すべき修繕費を夫が負担したことになるので、妻は、夫が負担した金額の補てんを受けたものとして取扱うことになります。

【関係法令等】所法72、所令206①二口

27 災害関連支出（損失額の合理的な算定方式による計算の取扱い）

問 損失額の合理的な算定方法により損失額を計算している場合において、その被災資産の修繕費を支出した時点で災害関連支出として計上すれば、二重控除となりますか。

答

二重控除は認められません。

原状回復のための修繕費であっても、その資産の損失の金額（その資産自体に受けた損失の金額）に相当する部分の支出は、災害関連支出とはなりません。

したがって、損失額の合理的な算定方式により損失額を計算している場合には、その後において修繕費の支出があったとしても、その金額が損失額の合理的な算定方式により算出した金額を超えないければ、災害関連支出として損失額に加算する金額はないこととなります。

ただし、修繕費の金額が損失額の合理的な算定方式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額のみが災害関連支出となり、雑損控除の対象となります。

【関連法令等】所令206

28 災害関連支出（墓地等の復旧費用）

問 災害で崩壊した墓地等の復旧ひようは、雑損控除の対象となりますか。雑損控除の対象となりますか。

また、地震により、仏壇や仏具が壊れ、修復費用として500万円支払いましたが、これも雑損控除の対象になりますか。

答

雑損控除の対象となります。

墓地、仏壇等は、生活に通常必要でない資産に該当しないことから、その復旧費用は、雑損控除の対象となります。

仏壇の修復に500万円支払ったとのことですですが、支出額のうち、新たな仏具の購入費用や、取替えに要した費用のうち資本的支出に相当する金額は除かれます。

なお、資本的支出額と原状回復費用との区分が困難な場合には、支出した金額の30%相当額を原状回復費用とし、残りの70%相当額を資本的支出とすることができます。

【関連法令等】所法72、所令206

29 災害関連支出（住宅の取壊し費用・地盛り費用・住宅の建設費用）

問 災害により損壊した住宅を取り壊し、沈下した地盤を土盛りするとともに、新たに住宅を建設しました。この場合、取壊し費用と住宅の建設費用は、災害関連支出の金額として雑損控除の対象となりますか。

答

(1) 災害により損壊した資産を災害後おおむね1年以内に取り壊し又は除去した場合の費用は、災害関連支出に該当し、雑損控除の対象となります。

(2) 沈下した地盤を被災前の状態に戻すまでの部分の費用は災害関連支出に該当し、雑損控除の対象となります。

なお、土地自体に損害が生じていない場合に行った土地の補強、改良工事は原状回復のための支出ではないため、その全額が資本的支出に相当する金額となります。

(3) 新たな住宅の建設費用は、災害関連支出に該当せず、雑損控除の対象とはなりません。

【関連法令等】所令206、所基通70-6、72-6

30 災害関連支出（取壊し費用か譲渡費用か）

問 土地、住宅を譲渡するために地震被災前に不動産業者に依頼しチラシ折り込みしていました。地震で住宅が全壊したので取り壊し更地にしました。取壊し費用として支出した130万円は譲渡費用として申告したいと思います。地震災害の損害については雑損控除の申告をするつもりですが、その場合、取壊し費用は災害関連支出としても控除できますか。

答

全壊した家屋の取壊し費用については譲渡所得の金額の計算上の譲渡費用又は雑損控除対象とするか、については有利な方を選択されたらよいと思われます。

災害関連支出である取壊し費用は雑損控除の対象として認められます。

【関連法令等】所法33、72

31 災害関連支出（半壊住宅が雪害により全壊）

問 10月の地震で自宅が半壊しましたが、その後2月の降雪で、自宅が全壊しました。その場合の雑損控除の取扱いはどのようにすればよいでしょうか。

答

地震により半壊した住宅が、その後の降雪により全壊した場合には、地震によって住宅が被害を受けたことに基にして、更なる被害が生じたものと考えられることから、地震による被害とその後の雪害による被害の双方について、合理的算定方式により損失額を算定することができます。

この場合、損失額は災害ごとに算定しますが、損失額の計算は、地震が生じた平成16年分は、半壊で計算することになり、その翌年は、全壊で計算した金額から既に平成16年分の損失額として計算した半壊の損失額を控除した残額を損失額とすることになります。

ただし、家財について、平成16年分の地震災害によりそのほとんどを買い替えたような場合には、翌年の雪害時には全壊として計算して差し支えありません。

【関連法令等】所法72、所令206①、所基通70-6

32 災害関連支出（予防費用）

問 地盤が軟弱で、災害（地震）により液状化現象を起こしたので、今後の予防措置として土砂等を敷き強化しましたが、この費用は雑損控除の対象となりますか。

答

地震によって液状化現象を起こした土地は、被災直前と直後では明らかに変化が生じていることから、土砂等による通常の補強工事のための支出は、雑損控除の対象となる災害関連支出として取り扱って差し支えありません。

【関連法令等】所令 206

33 災害関連支出（家財の搬出費用・アパートの家賃）

問 災害により被害を受けた住宅を取り壊すこととなったため、使用可能な家財を新たに賃借したアパートに移しました。この場合の、アパートの家賃等及び家財の搬出費用は、災害関連支出として雑損控除の対象となりますか。

答

災害関連支出の金額については、所得税法施行令 206 条に掲げられており、設問の家賃及び敷金等はこれに該当しないことから雑損控除の対象となりません。

ただし、家財の被害の拡大等を防止するための緊急に必要な措置を講ずる支出と認められる場合（このままの状態では、住宅の倒壊に伴い家財に被害を被ることが想定されます。）の家財の搬出費用は、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。

【関連法令等】所令 206

34 災害関連支出（宿泊費用、帰省費用）

問 災害により交通手段が遮断されたため、自宅から通勤することができなくなったので、会社近くのホテルを一時利用しました。宿泊費は雑損控除の対象となりますか。また、家族を一時的に郷里に帰省させた旅費についてはどうですか。

答

ホテル宿泊費用、帰省旅費は、いずれも、雑損控除の対象とはなりません。

【関係法令等】所令 206

35 災害関連支出（青空駐車場の土盛り費用）

問 災害により青空駐車場（業務的規模）に被害を受け、土盛り費用を支出しました。この場合、雑損控除の適用が受けられますか。

答

業務的規模による土地の貸し付けに係る不動産所得の基となる資産について、災害により損害を受けた場合、雑損控除の対象とするか、不動産所得の金額の計算上必要経費とするかについては、納税者のいずれか有利な方を選択できます。

したがって、設問の災害により被害を受けた青空駐車場について行った原状回復のための土盛り費用は、その土地の損失額に相当するものですから、その損失額について時価を基として雑損控除の対象とするか、簿価を基として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入するかは納税者の選択に任されています。

なお、土地の貸付けが事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定すべきものであります、その判定が困難な場合は、所得税基本通達26-9に掲げる建物の貸付けの場合の形式基準を参考として判定します。

（注）この場合、貸室1室の貸付に相当する土地の貸付件数を「おおむね5」として判定しますが、同一の者に対し駐車場を2以上貸し付けているときは、「土地の貸付1件」として判定します。

【関係法令等】所法51①、72①、所基通26-9

36 損害を補てんする保険金等の範囲

問 損失額を計算する場合の損害を補てんするための保険金や損害賠償金とは、どのようなものをいうのですか。

答

次のような保険金や損害賠償金をいいます。

- ① 損害保険契約又は火災保険契約に基づき被災者が支払いを受ける保険金、共済金、見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金
- ③ 資産の損失により支払いを受ける損害賠償金

（注）被災者が受けた見舞金・義援金は、一般的には非課税とされています（相法21の3、相基21の3-9、所基通9-23）。また、支払いを受けた保険金等が損害額を超える場合のその超える部分の金額についても、非課税とされています。

【関係法令等】所法9①十六、所令30、所基通9-23、51-6、72-6、相法21の3、相基通21の3-9

37 保険金を受領した場合

問 地震保険に加入していたため、今回地震保険金が支払われました。しかし、実際の修理は、雪解け後を予定しています。この場合、受領した保険金は一時所得で申告しなければなりませんか。

答

地震保険契約に基づき資産の損害に基くとして支払われる保険金は、非課税となるため申告の必要はありません。

しかし、支払われた保険金は、地震により被害に遭った在宅や家財の損失額や原状回復費用を補てんするものと考えられることから、それぞれの損失額等から差し引くことになります。仮に、実際の修繕が翌年になった場合には、支払われた保険金は、まず、平成16年分の雑損控除（本体の損失額）から差し引き、引ききれない場合には、翌年に支出した原状回復費用（資本的支出及び本体の損失を除く。）から差し引くこととなります。

【関係法令等】所法9十六、72①、所令30

38 保険金を受領した場合（農業用資産）

問 災害により損害を受けた農業用資産に対する損害保険の取扱いについて

答

資産損失として必要経費に算入する損失の金額から減算します。

計算例

$$\text{損失額} = \boxed{\text{被害直前の}} - \boxed{\text{被害直後の資産の価額(時価)及び発生資材(廃材等)の価額}} - \boxed{\text{保険金・損害賠償金等}}$$

【関係法令等】所法51①

39 保険金を受領した場合（農業用以外の資産）

問 災害により損害を受けた農業（事業）用以外の資産に対する損害保険金の取扱いについて

答

資産損失として必要経費に算入する損失の金額又は雑損控除に係る損失の金額から減算します。

【関係法令等】所法51④、72①

30 質疑応答編

40 保険金等の金額が確定していない場合

問 申告の時点で保険金等の金額が確定していない場合、損失額はどのように計算すればよいでしょうか。

答

確定申告書の提出までに保険金等が確定していないときは、その受け取ることとなる保険金等を見積もり、その見積額を差し引いて損失額を計算することとなります。

なお、その見積額が、後日確定した保険金等の額と異なるときは、さかのぼって損失額を訂正することとなります。

【関連法令等】所基通 51-7、72-6

41 確定申告書の提出期限（雑損金額の繰越控除）

問 雜損失の金額を翌年以降に繰り越す場合には、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないとされていますが、災害に遭った場合には、やむを得ない事情があると考えて、提出期限後になつてもよいでしょうか。

答

災害があったことをもって、一律にやむを得ない事情があると解することはできません。

白色申告者が被災事業用資産に係る損失を翌年に繰り越す場合、また、雑損失を翌年に繰り越す場合には、損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出し、その後の年において確定申告書を連続して提出した場合に限り、認めることとされています。

しかし、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、期限後に提出した場合であっても、期限内に提出したものとするとされています。

ここにいう「やむを得ない事情」とは、物理的に申告等の行為をすることができない場合を指すものと考えられ、例えば、災害に遭い交通手段が途絶した場合、突発的な事故に遭い入院等せざるを得なかつた場合等、申告期限までに申告ができない事情をいうものと解されています。

そうすると、今回の中越地震については、まだ災害がやんだ日が確定していないものの、現在は、避難勧告もほぼ解除され、交通機関も復旧されつつある原状に鑑みれば、災害があつたことだけをもって、期限内に申告ができないやむを得ない事情が一律に生じているとはいえないことから、やむを得ない事情があるとすることはできません。

しかしながら、今回の災害により、物理的にも期限内に申告できない特別の事情があると認められる場合には、税務署長の判断により、個別にやむを得ない事情を認めることになります。

なお、純損失の繰越控除においても同様です。

【関係法令等】所法 70④、71②

42 「り災証明書」の必要性

問 災害で住宅及び家財に被害を受けましたが、雑損控除による還付申告を提出するに当たって、「り災証明書」のような被害を証明する書類の提出が必要ですか。

答

「り災証明書」は、火事や災害で家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた者が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村が確認した上で発行されるものです。

この証明書には、家屋の被害状況等（例えば、半壊等）が表示されていますから、損失額の合理的な算定方式の被害割合を判定する際の目安になります。

したがって、申告書を提出する際に「り災証明書」（コピーでも可）を添付するか、又は提示する必要があります。

しかし、何らかの都合により証明書を添付又は提示ができない場合には、被害の実情を十分説明する必要があります。

43 家財のみに被害を受けた場合の「り災証明書」

問 被害割合を決めるのに「り災証明書」を参考にすることありますか、家財のみの被害については「り災証明書」が発行されません。この場合、「り災証明書」に代わって被害の状況を説明するものが必要ですか。

答

「り災証明書」は住宅に被害を受けた場合に交付されるものであるから、家財の被災状況については、「被害を受けた家財の明細書」等を基に損失額を算定することとされています。

なお、賃貸住宅に居住していた者で、その住宅が被災し、家財について被害を受けた場合については、その住宅を所有していた場合と同様の方法により、家財の損失額を計算することとなるので、家主から「り災証明書」のコピーを入手する必要があります。

第3 雜損控除（合理的な算定方式）

44 損失額の合理的な算定方式（適用対象）

問 災害に伴う被災資産の損失額について、個別に被災直前・直後の時価を計算することが困難な場合、損失額は、どのように計算すればよいでしょうか。

答

災害により被害を受けた住宅又は家財等の損失額の計算については、その損失が生じたときの直前におけるその資産の時価を基として計算することとされています。

しかし、災害により被害を受けた資産について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な算定方式で計算してよいこととされています。

ただし、損失額の合理的な算定方式による計算が実態にそぐわない場合には、被害を受けた個々の資産について個別に計算を行います。

なお、損失額の合理的な算定方式については、「次問」参照。

【関連法令等】所法 72 ①

45 損失額の合理的な算定方式（概要）

問 災害に伴う被災資産の損失額の計算について、個々に計算することが困難な場合の具体的な計算方法はどのようになりますか。

答

災害に伴う被災資産の損失額の計算について、個々に計算することが困難な場合には、次により計算してよいこととされています。

1 住宅に対する損失額の計算

(1) 取得価額等が明らかな場合

当該住宅の取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数は通常の耐用年数に1.5倍したものを用いる（以下同じ）。

(注2) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となる（以下同じ）。

(2) (1) 以外の場合

当該住宅の地域別・構造別の1m²当たりの工事費用に総床面積（事業用部分を除く。）を乗じた金額から減価償却費を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(1\text{m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

2 家財に対する損失額の計算

(1) 取得価額等が明らかな場合

当該家財の取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(2) (1) 以外の場合

家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

3 車両に対する損失額の計算

通常、生活中に必要な車両に限り、取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両の損失に対する取扱い

イ 車両は、生活中に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活中に通常必要であるかどうかについては、自己又は扶養親族等が、専ら通勤に使用しているなどの車両の使用が生活中に不可欠であることなどにより、総合的に判断します。

なお、一般的に、車両については、損害保険に加入している例が多いことに留意してください。

口 水害等により車両を修理した場合の修理代について、災害関連支出となるものはその原状回復に要した費用のうち、車両本体の損失に相当する金額を除く部分に限られます。

【関係法令等】所法 72①、所令 206③、所基通 72-6

46 損失額の合理的な算定方式（墓地の取扱い）

問 合理的算定方式により計算する場合、墓地は、住宅又は家財に含まれていると考えるのですか、それとも別個に計算して、加算することになるのですか。

答

墓地は、別個に計算した金額を、合理的な算定方式により計算した住宅の損失額に加算することになります。

なお、損失額の算定が困難な場合には、損失額の測定値として墓地の復旧費用の額（資本的支出を除く。）を本体の損失として差し支えありません。

47 1 m²当たりの工事費用の補正適用

問 実際の1 m²当たりの工事費用が、「地域別・構造別の工事費用表」に掲げる1 m²当たりの単価を相當超えるような場合、実際の1 m²当たりの工事費用を基に簡易な計算に準じて損失額を計算してよいでしょうか。

答

損失額の合理的な算定方式においては、1 m²当たりの時価額（地域別・構造別の工事費用表）の補正適用は予定していません。

したがって、損失額の合理的な算定方式により計算した損失額が納税者の被害の実情にそぐわない場合には、損失額の合理的な算定方式を適用せず、個別に損失額を計算することとなります。

48 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方（1）

問 損失額の合理的な算定方式により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の計算の基となる住宅の総床面積を確認するには、登記簿謄本（抄本）又は売買契約書によることとなりますが、その書類が災害により消失したため所持していない場合どうしたらよいでしょうか。

答

損失額の合理的な算定方式により住宅の損失額を計算する場合には、住宅の総床面積を明らかにすることが必要です。

しかしながら、災害により登記簿謄本（抄本）等が消失した場合は、敷地面積や部屋の間取り、間口、奥行き等から、総床面積を推計して差し支えありません。

49 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方（2）

問 損失額の合理的な算定方式により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の基となる住宅の総床面積には、別棟である車庫及び物置の床面積は含めてよいでしょうか。

答

住宅の総床面積を計算するに当たっては、別棟である車庫及び物置（簡易な車庫及び物置は除く。）の床面積を含めたところで損失額の合理的な算定方式を適用して差し支えありません。

50 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方（3）

問 高床式住宅の場合、高床の部分の面積を含めて算定してよいでしょうか。

答

高床式住宅の場合、その高床の部分が、車庫や物置等に使用されている場合には、高床の面積部分も住宅の床面積として計算に含めて差し支えありません。

なお、高床の部分はコンクリートになっているのが通常ですが、高床の床面積についても、住宅の構造によることとされています。例えば、住宅が木造である場合には、高床の部分も「地域別・構造別工事費用表」の木造の単価を用いて算出することになります。

51 門及び塀の損壊による損失額

問 門及び塀の損壊による損失額は、修繕費の見積額を損失額の合理的な算定方式により計算した住宅の損失額に加算してよいでしょうか。

答

門及び塀の損失額については、その個別に計算した金額を、合理的な算定方式により計算した住宅の損失額に加算することになります。

52 被害割合の適用（主要構造部の範囲）

問 建物の主要構造部とは、どのようなものをいいますか。

答

主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的小な階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとされています。

具体的には、木造住宅の場合は、軸組（柱、壁、はり）、基礎、屋根、外壁等をいいます。

また、マンション（区分所有建物）の場合は、柱、床（最下階部分を除く）、構造上重要な戸塀、はり、屋根又は階段等をいい、屋根階段、ひさし、構造上重要でない間仕切壁、貯水槽、エレベーター等は、主要構造部に当たりません。

【関連法令等】建築基準法 2⑤

53 住宅の被害が軽微であった場合の家財の損失額の計算

問 災害で住宅、家財が被害に遭い、住宅の被害は窓ガラスが割れるなど軽微なものでしたが、後日激しい風雨にさらされ家財については相当の被害を受けました。この場合、家財の損失額を損失額の合理的な算定方式により計算してよいでしょうか。

答

住宅の被害の程度にもよりますが、住宅の被害がごく軽微な場合には、損失額の合理的な算定方式により計算することが適当ではないため、家財等については、個別に計算することとなります。

54 「家族構成別家財評価額」の適用（家族構成の考え方）

問 1 家族に両親と本人夫婦の2組の夫婦がいる場合、夫婦世帯を2つと捉えて計算してよいでしょうか。

答

世帯の中に、夫婦が2組以上いる場合であっても、通常は家財は一揃えと考え、ここに個々の人数に応じたプラスの家財があると考えるのが相当であるため、家財の評価額は、夫婦世帯の2組でなく、夫婦1組プラス大人2名とします。

この場合、夫婦とするのは、住民登録上の世帯主の夫婦とします。

計算例

70歳の父母と夫婦（夫（38歳）が世帯主）と18歳未満の子供2人の世帯の場合の家財評価

$$\text{夫婦世帯 (38歳)} 800 \text{万円} + \text{大人 } 130 \text{万円} \times 2 \text{名} + \text{子供 } 80 \text{万円} \times 2 \text{名} = 1,220 \text{万円}$$

55 「家族構成別家財評価額」の適用（2世帯住宅）

問 2世帯住宅の場合、夫婦世帯を2つと捉えて計算してよいでしょうか。

答

生計を一にしているものの、2世帯住宅で、玄関が別で、台所、風呂、トイレ等も2つずつあり、それぞれが居住スペースを有しているような場合であって、かつ、住民登録も、世帯を別にしている場合には、1軒の住宅であっても、夫婦世帯を2つとして計算して差し支えありません。

計算例

一方の世帯主が65歳の夫婦と他方の世帯主が35歳の世帯主の家財評価額

$$1,150 \text{万円} + 800 \text{万円} = 1,950 \text{万円}$$

56 「家族構成別家財評価額」の適用（扶養親族が被災地以外にいる場合）

問 災害で住宅が全壊しましたが、子供は東京の大学に通うため東京のワンルームマンションで暮らしています。この場合、家財の損失額を計算する際に、子供を「親族の数」に入れてよいでしょうか。

答

家財の価額は、生計を一にする親族の数によって決するものですが、当該判定においては同居の有無なども考慮することとなり、設問の場合には、子供さんの生活基盤は東京にあると判断されるので、親族の数に加えることはできません。

なお、このように損失額の合理的な算定方式により計算した家財の損失額が、実情にそぐわない場合には、損失を受けた各家財について個別に損失額を計算することとなります。